

市町との共同による滋賀県独自の被災者生活再建支援制度(恒久制度)の創設について

◇新制度案の基本とする事項

- ・新制度は市町事業とし、市町はそれぞれ支援制度要綱を整備する。(県は補助金交付要綱)
- ・市町の事業とすることで、市町の事務負担が多くなることや、他府県の例により、県は市町が負担した額の2/3を補助する。
- ・予算は県・市町とも補正予算で措置し、市町からの申請に応じ県は補助金を交付する。
- ・台風18号支援金制度を基本に、対象とする災害の規模は、一定の基準(5世帯以上の全壊被害)を設けるとともに、半壊の加算支援金額を減額する。
- ・支援の対象とする住宅の被害の程度は現行制度と同様とする。(床下浸水等は含めない。)
- ・制度適用時には市町の事務負担が増大するので、県職員の派遣など事務負担を軽減する措置も検討する。

支援金制度	基本的な考え方 および 対象とする自然災害の規模	最大支給額 万円 ()は基礎支援金額(内数)					財源	市町の対応
		全壊	解体	大規模半壊	半壊	床上浸水		
国	○被災者生活再建支援法に基づく ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 ②10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 ③100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県等 被災者生活再建支援法施行令に基づく	300 (100)	300 (100)	250 (50)	—	—	被災者生活再建支援基金(各都道府県拠出)から支給、基金が支給する支援金の1/2相当額を国が補助	— (申請受付事務)
台風18号	○被災者生活再建支援法が適用されない自然災害 ○同法が対象としない半壊および床上浸水も対象とする 平成25年台風18号による災害に限定	300 (100)	300 (100)	250 (50)	135 (35)	50 (25)	県10/10	— (申請受付事務)
恒久制度案	○台風18号支援金を基本に「対象とする災害の規模」において、 <u>一定の基準(5世帯以上の全壊被害)を設けるとともに、半壊の加算支援金額を減額して恒久制度化する。</u> ・ <u>県内で5世帯以上の住宅が全壊した災害</u> または ・ <u>知事と被災市町長の協議により対象とした災害</u>	300 (100)	300 (100)	250 (50)	110 (35)	50 (25)	県は左記の交付額を上限として市町が交付する合計額の2/3、市町1/3	対象については、災害や支援額など市町の事情に基づき要綱を整備する。

○協議により対象とする災害の基準
 具体例) ・県内で5世帯以上の住宅が全壊した災害と概ね同規模程度の災害 (災害救助法施行令に準じて換算した場合に全壊5世帯以上となる半壊10世帯以上、または、床上浸水15世帯以上等の災害)
 ・1の市町で3以上の住宅が全壊したもの
 ・隣接府県境で大規模な災害が発生し、隣接府県が国の支援制度の対象となった場合 など

滋賀県被災者生活再建支援事業補助金の概要（案）

平成 26 年 3 月 滋賀県防災危機管理局

1 制度の趣旨

滋賀県内において、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた県民に対し、その生活の再建を支援し、もって県民の生活の安定と被災地域の速やかな復興に資することを目的とし、市町が実施した支援事業に対して補助する。

※当制度は被災者に県が直接支援金を交付するのではなく、被災者の方を支援する市町に対して補助金を交付するものです。

2 対象となる自然災害および規模

対象災害：被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に定める自然災害

規 模：県内で 5 世帯以上の住宅が全壊した災害、または、知事と被災市町長が協議して必要と認めた災害

3 対象となる被災世帯

被災者生活再建支援法（同上）が適用されない被災世帯で次に掲げるもの。

- ① 住宅が全壊した世帯（「全壊世帯」）
- ② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（「解体」世帯）
- ③ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（「大規模半壊世帯」）
- ④ 住宅が半壊した世帯（「半壊世帯」）
- ⑤ 住宅が床上浸水した世帯（「床上浸水世帯」）

4 補助金の交付額

補助額は以下の 2 つの支援金の交付額を上限として、市町が県民に交付する金額の合計額の 2 / 3 とする。（世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 4 分の 3 の金額）

① 住宅の被害程度に応じて交付する支援金（「基礎支援金」）

住宅の被害の程度	全壊世帯 (3①に該当)	解体世帯 (3②に該当)	大規模半壊世帯 (3③に該当)	半壊世帯 (3④に該当)	床上浸水世帯 (3⑤に該当)
交付額	100万円	100万円	50万円	35万円	25万円

② 住宅の再建方法に応じて交付する支援金（「加算支援金」）

住宅の再建方法	建設・購入	補修		賃借（公営住宅以外）		
		半壊世帯	床上浸水世帯		床上浸水世帯	
交付限度額	200万円	100万円	75万円	25万円	50万円	25万円

※ 住宅の再建に要する経費について、各該当欄の金額を上限として交付

※ 県内において住宅再建を行った世帯のみ対象

※ 建設・購入は、全壊世帯、解体世帯または大規模半壊世帯のみ対象

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で 200（または 100、75 もしくは 25）万円

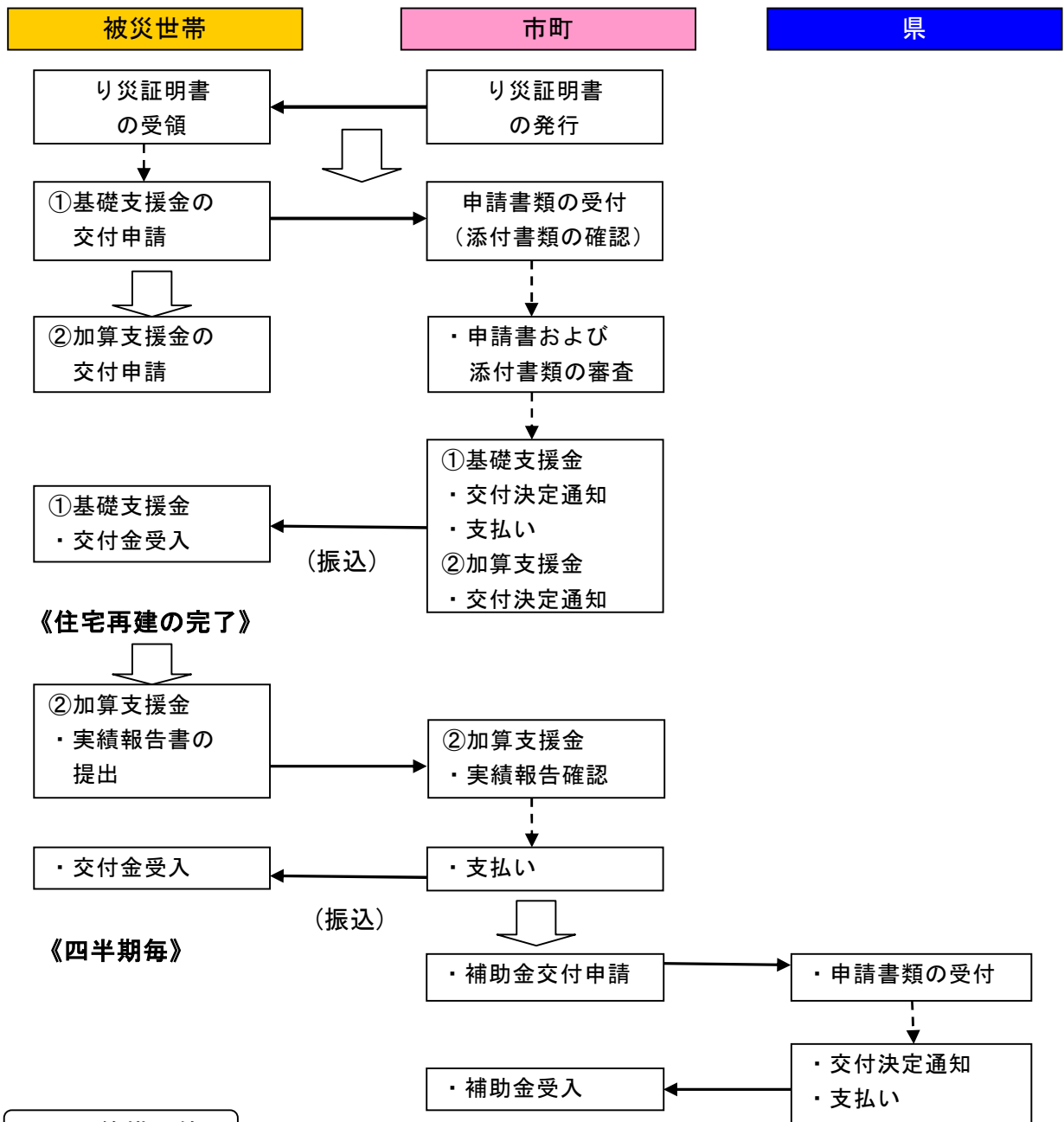
5 支援金の交付申請

- 申請窓口 市町
- 申請書類 ①基礎支援金：申請書、住民票、り災証明書、預金通帳の写し 等
②加算支援金：申請書、契約書（住宅の購入・補修、賃借等）の写し 等
※ 住宅再建後、実績報告書および領収書の写し等の提出が必要
- 申請期間 ①基礎支援金：災害発生日から原則 6 月以内
②加算支援金：災害発生日から原則 1 8 月以内

6 支援金交付までの流れ

- ① り災証明書の発行（市町）
- ↓
- ② 支援金交付申請（被災世帯）
- ↓
- ③ 市町で受付、審査、被災世帯に支援金の交付（市町）
- ↓
- ④ 市町から県に補助金交付申請（市町）
- ↓
- ⑤ 県から市町へ補助金交付（県）

※ 加算支援金については、実績報告書確認後に交付



7 予算措置等

- 県で被災者生活再建支援制度に係る補助金交付要綱を作成し、各市町はそれに基づき、被災者生活再建支援金交付要綱を作成する。
- 県内で自然災害が発生し、対象となる被災世帯が見込まれる場合、市町および県はそれぞれ予算措置を行う。（当初・補正予算で間に合わない場合、流用等で対応する。）

都道府県独自の被災者生活再建支援制度

平成25年10月現在

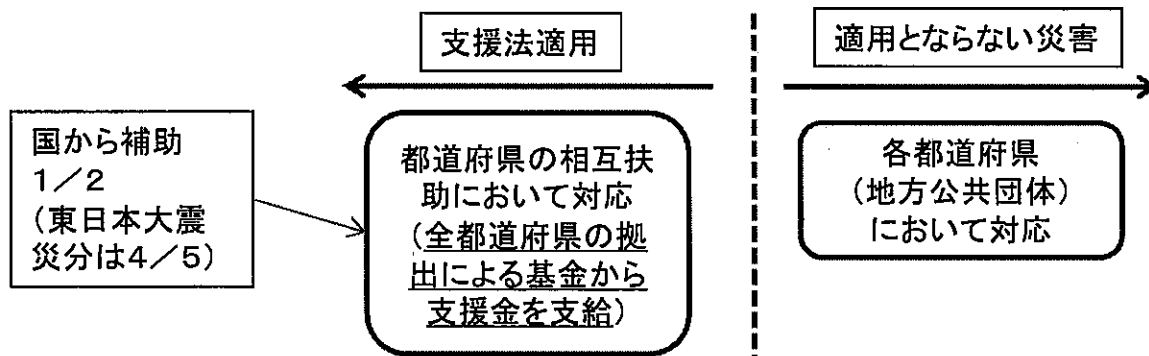
	名称	対象災害		対象とする自然災害の規模 その他 (内容)	対象とする被害程度 (最大支給額(万円))							支援法との併給	財源			
		一般	特定		全壊	解体	長期避難	大規模半壊	半壊	床上浸水	その他		都道府県全額	都道府県1/2市町村1/2	その他(内容)	
岩手県	被災者住宅再建支援事業費補助		○	東日本大震災により、支給対象となる被害が発生した災害(住宅を建設・購入する世帯のみ)	100	100	-	-	-	-	-	-	可	-	-	県2/3市町村1/3
	被災者生活再建支援金支給補助		○	「平成25年7月26日から28日の大雨・洪水」「平成25年8月9日の大雨・洪水」及び「平成25年台風第18号に伴う大雨・洪水」による被害	300	300	300	250	20	5	-	-	-	○	-	-
栃木県	栃木県被災者生活再建支援金 ※実施主体は(公財)栃木県市町村振興協会		○	以下のいずれかの災害において、被災者生活再建支援法が適用されない区域の災害 ・栃木県又は隣接県で支援法が適用される自然災害 ・栃木県で災害救助法が適用される自然災害	300	300	300	250	-	-	-	-	-	-	○ (基金設置)	-
千葉県	千葉県液化化等被害住宅再建支援事業		○	東日本大震災による液化化等被害災害(住宅再建支援金を交付する事業を実施する市町村)	-	100	-	-	25	-	-	100※1	-	○	-	-
	平成25年9月2日竜巻災害に係る千葉県被災者生活再建支援金		○	平成25年9月2日に発生した竜巻災害による被災世帯(支援法の対象とならない被害規模の災害)	300	300	-	250	25	-	-	-	-	○	-	-
東京都	東京都三宅島災害被災者帰島生活再建支援金		○	発災時(H12.6)に三宅島から避難し、避難指示解除後に三宅島へ帰島し住宅の修繕等を行う世帯	-	-	150	-	-	-	-	-	可	○	-	-
神奈川県	神奈川県液化化等被害住宅緊急支援対策事業費補助金		○	東日本大震災により、支給対象となる被害が発生した災害 A:戸建住宅等、B:共同住宅の共用部分 ※a 液化化に起因する地盤改良については一部損壊も対象 ※b 機械式駐車場の復旧等については一部損壊も対象 ※右欄最大支給額は、市町村補助額であり、県はその補助額の1/3を市町村に対し補助を行う。	A150 B1,000	A150 ※半壊以上	-	A150 B1,000	A150 B1,000	-	-	A150※a B1,000※b	-	-	-	県1/3市町村2/3
新潟県	新潟県被災者生活再建支援事業補助金 (平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部を震源とする地震)		○	県内で支援法が適用された災害(支援法適用外の市町村は()内の額を加算)	100 (300)	100 (300)	100 (300)	50 (250)	50	-	-	-	可	-	-	県2/3市町村1/3
	新潟県被災者生活再建支援事業補助金 (平成23年7月新潟・福島豪雨)		○	県内で支援法が適用された災害(支援法適用外の市町村は()内の額を加算)	100 (300)	100 (300)	100 (300)	50 (250)	50	30	-	-	可	-	-	県2/3市町村1/3
	新潟県被災者生活再建支援事業補助金 (平成23年度豪雪及び北上越市板倉区国川で発生した地すべり)		○	災害救助法が適用され、全壊の住家被害が1つの市町村で5世帯以上となる災害	100 (300)	100 (300)	100 (300)	50 (250)	50	-	-	-	可	-	-	県2/3市町村1/3
	新潟県被災者生活再建支援事業補助金 (平成25年7月29日からの大雨)		○	災害救助法または県災害救助条例が適用され、県災害救助条例第2条第1号に該当する被害もしくは5世帯以上の住家全壊被害となる災害	100 (300)	100 (300)	100 (300)	50 (250)	50	30	-	-	可	-	-	県2/3市町村1/3
福井県	被災者住宅再建補助金		○	平成25年台風第18号災害による被災世帯(半壊・一部損壊・床上浸水)	-	-	-	-	20	10	10 (一部損壊)	-	-	-	-	県2/3市町村1/3
岐阜県	岐阜県被災者生活住宅再建支援事業費補助金		○	支援法適用災害及び知事が必要と認めた災害	100	-	-	100	50	30	-	-	-	-	-	県2/3市町村1/3
静岡県	被災者自立生活再建支援事業費助成		○	支援法の対象とならない被害規模の災害	300	300	-	250	-	-	-	-	-	○	-	-
三重県	三重県被災者生活再建支援事業費補助金		○	平成23年台風第12号災害(全壊、解体(半壊・敷地被害)、大規模半壊、半壊、床上浸水世帯)	300	300	-	250	35	25	-	-	-	-	○ 右記以外	支援法適用市町村のうち財政力指数が0.5以下の市町村2/3、市町村1/3

	名 称	対象災害		対象とする自然 災害の規模	対象とする被害程度 (最大支給額(万円))							支援法と の併給	財 源		
		一般	特定		その他 (内容)	全壊	解体	長期 避難	大規模 半壊	半壊	床上 浸水		その他	都道府 県全額	都道府 県 1/2 市町村 1/2
滋賀県	平成25年台風18号滋賀県被災者生活再建支援金		○	平成25年台風第18号災害(全壊、解体、大規模半壊、半壊、床上浸水世帯)	300	300	-	250	135	50	-	-	○	-	-
京都府	地域再建被災者住宅等支援事業補助金		○	全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊・床上浸水の被害が発生した災害(平成24年8月13日からの大雨)	300	-	-	250	150	50	-	可	-	-	府2/3 市町村1/3
	地域再建被災者住宅等支援事業補助金		○	全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊・床上浸水の被害が発生した災害(平成25年台風第18号)	300	-	-	250	150	50	-	可	-	-	府2/3 市町村1/3
和歌山県	和歌山県被災者住宅再建支援制度		○	平成23年台風第12号災害による被災世帯(全壊、解体、大規模半壊)に対して、被災者生活再建支援制度に県が補助金を上乗せ。	補助金額:(工事費×1/3)-被災者生活再建支援金 ・全壊・解体:50~150万円 ・補修:25~75万円							可	○	-	-
鳥取県	鳥取県被災者住宅再建支援制度		○	・県内で10世帯以上の住宅が全壊した災害 ・その他知事が市町村と協議して指定した災害	300	-	-	250	100	-	-	-	-	-	県1/10、市町村 1/10、基金8/10 (基金拠出:県1/2 、市町村1/2)
島根県	島根県被災者生活再建支援交付金		○	支援法の対象とならない被害規模の災害	300	300	300	250	-	-	-	-	-	○	-
広島県	広島県被災者生活再建支援補助金		○	県内で支援法が適用された災害 (支援法適用外の市町村)	300	300	300	250	-	-	-	-	-	○	-
山口県	山口県被災者生活再建支援金支給事業		○	県内で支援法が適用された災害 (支援法適用外の市町)	300	300	300	250	-	-	-	-	-	○	-
徳島県	徳島県住宅再建特別支援事業補助金		○	災害の規模や被害の程度等により、その都度判断	225	-	-	112.5	112.5	-	-	可	-	-	県2/3 市町村1/3
福岡県	福岡県被災者生活再建支援金		○	県内で支援法が適用された災害 (支援法適用外の市町村)	300	300	300	250	-	-	-	-	○	-	-
熊本県	県独自支援策(恒久的な制度とはせず、大枠(スキーム)のみを決定)		○	県内で災害救助法が適用された災害	300	-	-	150	10	10	-	-	○	-	-
大分県	大分県災害被災者住宅再建支援制度		○	全壊、半壊、床上浸水の被害が発生した災害 (全ての世帯)	300	-	-	130	130	5	-	-	-	○	-

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等(別添参照)

3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

4. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

5. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金: 災害証明書、住民票 等
②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内
②加算支援金: 災害発生日から37月以内

制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村

<参考>

災害救助法施行令 別表第1(第1号関係)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上 100,000人未満	80
100,000人以上 300,000人未満	100
300,000人以上	150

災害救助法施行令 別表第2(第2号関係)

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

※住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなされる

- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)